

告 示

埼玉県告示第千四百二十八号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定により、新座市から新座都市計画事業新座駅南口第2土地区画整理事業について換地処分をした旨の届出があつたので、同条第四項の規定により、公告する。

平成二十八年十月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司